

にも、大石の所在は等しく外蒙古地方にして、なほ可敦城に駐りしものなりしなるべし。然るに其の翌年金は遂に大石討伐の軍を派遣したりしが、之について同傳の記する所を見るに「八年遣耶律余睹、石家奴、拔离速、追討大石、徵兵諸部、諸部不從、石家奴至兀納水而還、余睹報元帥府曰、聞大石在和州之域、恐與夏人合、當遣使索之、夏國報曰、小國與和州壤地不相接、且不知大石所在也」と曰へり。此の如く天會七年には尙ほ漠北に駐りたりと思はるゝ大石は、其の翌天會八年には既に和州の域にありしなり。和州は即ち高昌の地にして、當時回鶻の據りし所、而して北庭(元代の別失八里にして、今日の新疆省濟木薩の北方の地)の地方も亦た是れが羈屬する所なりしものなればこの記事は即ち大石の北庭に駐りしを指せるものに外ならざるべし。されば大石が可敦城を去りて此の地に至りしは實に天會七年と八年との間のことと見る可く、本文の「西至可敦城、駐北庭都護府」との記事は保大四年(金の天會二年)七月の出走の後茲に至る迄の六年間許りの行動を約筆したるものと見ざる可らず。

以上は漢史の記する所によりて吾人の論述し得る所なるが、別に西方の史籍を涉獵すればまた一二此の間に於ける大石の行動を傳ふるものなきに非ず。即ちアライウドデンの記する所によれば、遼を脱出したる大石等は「キルギスの境上に至り其の地を侵略せんとせしも、キルギス族が之を禦ぎしを以て、イミール河邊に退き其の地に町を建てたり。此の町は今も尙ほ趾を留む。其の後ツルクの諸部が彼に服屬するや、彼は暫時にして四萬戸を統ぶるを得たり」(ドーンモン蒙古史 卷一、四四二)と記し、またラシッドウドデンによれば「女眞王の契丹を亡ぼせし後、契丹の王子にして其の國に名望ありしヌシ、タイプ (Nushi Taifu) は初めキルギスの國に逃れ、次にウイグル〔の國〕に遷り、最後にツルケスタンに至れり。聰明有爲の人なりしかば、此等の諸國に於て多くの軍勢を集むるを得、遂に全ツルケ